

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第3報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成30年5月31日 厚生労働省告示第239号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・平成30年5月31日 保医発0531第1号 「検査料の点数の取扱いについて」
- ・平成30年5月31日 保医発0531第3号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早356		下から9行目	<p>199 甲状軟骨固定用器具 190,000円</p> <p>〔平成30年6月1日から平成32年3月31日まで〕 200,000円 承認番号 22900BZX00409000</p> <p><u>注</u> 甲状軟骨固定用器具の使用にあたっては、関係学会の定める診療に関する指針に沿って使用した場合に限り算定できる。</p> <p>200 放射線治療用合成吸収性材料 192,000円</p> <p><u>注</u> (1) 放射線治療用合成吸収性材料は、前立腺癌の放射線治療に際し、直腸の吸収線量を減少させることを目的として使用した場合に限り算定できる。</p> <p>(2) 当該材料は、関係学会の定める診療に関する指針に従って使用した場合に限り算定できる。</p> <p>(3) 当該材料をStage I 又はII 以外の前立腺癌患者に使用した場合には、本品の対象とならない患者ではないことについて診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p>	(新設)	字句挿入
400	右	上から1行目	<p>D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>BRCAAnalysis診断システムは、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。</u></p> <p><u>ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。</u></p>	<p>D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

			<p><u>イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施する。</u></p> <p><u>ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。</u></p>		
410	右	上から3行目	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(40) 略</p> <p><u>(41) オートタキシン</u></p> <p><u>ア オートタキシンは、「48」Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</u></p> <p><u>ウ 本検査と「37」のプロコラーゲンⅢ-ペプチド(P-Ⅲ-P)、「38」のIV型コラーゲン、「40」のIV型コラーゲン・7S、「44」のヒアルロン酸又は「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>(42)～(51) 略</u></p>	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(40) 略</p> <p><u>(41)～(50) 略</u></p>	字句挿入
518	右	上から8行目	<p>D413 前立腺針生検法</p> <p>放射線治療用合成吸収性材料を用いる処置については、区分「D413」前立腺針生検法の所定点数により算定する。</p>	<p>D413 前立腺針生検法</p> <p>(新設)</p>	字句挿入